古賀市議会 議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会 委員長 髙原 伸二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により 報告します。

記

第37号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令その他関係省令が公布され、その一部の規定については平成31年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 今回の改正は地方税法附則第3条の3の改正に基づき、古賀市税条例附則第 5条の控除対象配偶者を同一生計配偶者に名称を改めるものとのこと。
- 2. 改正前の控除対象配偶者とは、配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下のものをいう(納税義務者に所得制限がない)。改正後は、控除対象配偶者を同一生計配偶者(配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下のもの)と名称変更し、同一生計配偶者の中で、納税義務者の前年の合計所得金額が1,000万円以下の配偶者を控除対象配偶者と定義を変更した(納税義務者に所得制限を導入)とのこと。
- 3. 納税義務者の所得が 1,000 万円を超えた場合は、同一生計配偶者は控除を受けることができなくなるとのこと。
- 4. 今回の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しによる、平成31年度以降の個人住民税の減収額は、全額国費で補填される予定とのこと。
- 5. 改正後は、配偶者控除、配偶者特別控除ともに納税義務者の前年の合計所得金額が900万円以下、950万円以下、1000万円以下の3区分で異なる控除額を適用し、配偶者特別控除は配偶者の前年の合計所得金額123万円以下まで控除を受けることができるよう、適用上限額が引き上げられたとのこと。

【意見】

(賛成意見)

・新たな資料と補足説明があり、控除対象配偶者の定義の変更、納税義務者の所得について制限を加え、従来、控除対象配偶者であったものが外れるということも伴う意味を持っているということが明らかになった。今後、参考資料の添付など十分配慮していただきたい。しかし、議案そのものは控除対象配偶者を、同一生計配偶者の文言に改め、上位法の改正に伴うものであり、認めざるを得ない内容である。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第40号議案 工事請負契約の締結について(平成29年度社会資本整備総合交 付金事業浜大塚線上部工工事(PC5径間))

本案は、平成29年度社会資本整備総合交付金事業浜大塚線上部工工事 (PC5 径間)を施工するため、一般競争入札により工事請負人を定めたので、その者と 工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. 工事の内容は、プレストレストコンクリートの桁を工場で製作し、それを現場に運び、組み立ててからクレーンで架設するとのこと。
- 2. 今後、美明及び花鶴側の桁をかけ、既存道路に接続し、開通するのは平成31年度か32年度で、浜大塚線自体は平成33年度までの事業期間になっているとのこと。

【審查結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第41号議案 通信回線を用いた電子計算機の結合について(農地情報公開システム整備事業)

本案は、農地情報公開システム整備事業の実施に当たり、通信回線を用いた電子計算機の結合を行う必要があるため、古賀市個人情報保護条例の規定により、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1. このシステムの運用は、平成29年の4月からと決定しているが、古賀市の場合はシステムの構造的な問題で7月下旬以降にオンライン結合するとのこと。
- 2. このシステムを使用すれば、日本全国の農地の地目、面積、地域区分、農 振法区分、都市計画法区分、所有者の農地に関する意向、耕作放棄地か否か、 遊休農地か否か等が一筆一筆検索することができ、インターネット上で閲覧す ることができるとのこと。

【意見】

(賛成意見)

・審議会の意見を聞いた上で議会の議決を求めるという個人情報保護条例に基づいた手続きであり、質疑の結果、賛成。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。